

秋田工業高等専門学校グローバル人材育成会規約

(目的)

第1条 本会は、秋田工業高等専門学校と国内外の産業界との連携により、グローバルな視野や経験を活かして地域社会や地域経済に貢献出来る人材、すなわちグローバル人材を育成し持続的に国内外に輩出し、社会貢献及び国際貢献に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、秋田工業高等専門学校グローバル人材育成会（以下、「本会」）と称する。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 国内外で活躍する人材育成活動に関すること
- 二 人材育成のための共同教育プログラム遂行に関すること
- 三 地域のグローカリゼーション化活動に関すること
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業に関すること

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、会長の承認を得た法人をもって組織する。

(秋田支部)

第5条 本会に秋田支部を置き、地域に限定された活動は秋田支部長が会長を代行して職務を行う。

- 2 秋田県内に事業所がある法人は秋田支部に所属するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名（秋田支部長1名を含む）
- 三 理事 若干名
- 四 幹事 若干名
- 五 監事 2名

- 2 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、会長が必要と認めた事項を審議し、本会の運営に当たる。
- 5 幹事は、本会の事業が円滑に運営されるよう協力する。
- 6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選任)

第8条 会長の選任は、任期満了前の役員会にて次期会長を決定する。

- 2 副会長、理事、幹事及び監事は会長が委嘱する。

(参与)

第9条 本会と秋田工業高等専門学校や地方公共団体等との連携を図るため、本会に参与を若干名置くことができる。

- 2 参与は、役員会が推薦し会長が委嘱する。
 - 3 参与は、会長の要請に応じ、または役員会等に出席し意見を述べることができる。
 - 4 参与の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の参与の任期は、前任者の残任期間とする。
- (役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、理事、幹事及び監事をもって組織し、必要の都度会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 役員会は、総会に報告する次の事項を審議する。
 - 一 事業計画並びに予算決算
 - 二 規約の改廃
 - 三 その他本会の目的達成に必要な事項
- 3 役員会は、役員数の過半数（委任状を含む。）をもって成立し、議決は、出席者の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、役員会での議決内容を報告し、会員相互の意見交換の場とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 3 定期総会は、原則として毎年5月に開催する。

(経費)

第12条 本会の運営は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 会費は、年額1口50,000円とし、1口以上納めるものとする。

- 2 年度途中に加入する場合は、前項に定める会費を納入するものとし、退会による既納の会費は返還しない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、秋田工業高等専門学校に置く。

(その他)

第16条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会においてこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年5月25日から施行する。
- 2 本会設立時の役員任期は、第6条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 本会設立時の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立日に始まり翌年3月31日までとする。
- 4 平成4年5月18日制定の秋田工業高等専門学校産学協力会規約は、これを廃止する。
- 5 令和2年10月8日制定の秋田工業高等専門学校グローバル人材育成会規約はこれを廃止する。